

The Japan Neurosurgical Society

Permanent Office:

Ishikawa Bld.

5-25-16 Hongo, Bunkyo-Ku, Tokyo, 113-0033 Japan

TEL: +81-3-3812-6226 FAX: +81-3-3812-2090

E-mail: jns@jnss.or.jp



一般社団法人 日本脳神経外科学会

事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 5-25-16 石川ビル 4F

電話：03-3812-6226 FAX：03-3812-2090

E-mail: jns@jnss.or.jp

2018年11月9日

日本神経内視鏡学会

理事長 新井 一 先生

日本脳神経外科学会 理事長

分科会検討委員会 委員長

新井 一

新分類における学会認定について（通知）

謹啓

平素より学会運営ならびに専門医制度運営へのご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。本学会では2018年1月より日本専門医機構の専門医資格更新基準への段階的移行がはじまり、サブスペシャリティーのあり方、認定基準を検討して参りました。初年度は、従来の生涯教育クレジット認定学会（3点学会を除く）より領域講習の申請を頂いておりましたが、別紙の基準を元に新分類における審査を行いましたので、その結果をご通知申し上げます。

なお、「学会ホームページ>学術総会・関連学会>認定学会」ページを新設し、11月中に公開を予定しております。

2019年1月以降開催の学会より新分類での運用を開始いたしますが、生涯教育クレジットについても2021年12月まで並行して運用されます。

以上、今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

1. サブスペシャリティー領域 脳神経外科におけるその他分野（教育・技術など）
2. 分類 関連学会
3. 1会期中の領域講習単位上限 2単位

以上

日本脳神経外科学会 新分類と認定基準

- A) 「サブスペシャリティー」は下記の8領域に分類し、それぞれに担当理事をおく。
なお、「サブスペシャリティー」という用語は領域を指し、個別の学会に対して「サブスペシャリティー学会」という用語は用いない。
- ① 脳腫瘍（担当理事：齊藤延人）
 - ② 脳血管障害（担当理事：富永悌二）
 - ③ 脊椎・脊髄（担当理事：金 彪）
 - ④ 外傷（担当理事：鈴木倫保）
 - ⑤ 機能（担当理事：伊達 勲）
 - ⑥ 小児（担当理事：新井 一）
 - ⑦ 脳神経外科におけるその他の分野（教育・技術など）（担当理事：宮本 享）
 - ⑧ 学際的領域（※本学会会員の占める割合が概ね80%未満）（担当理事：宮本 享）
- B) 学会・研究会の類型、認定基準は下記の5類型とする。
1. 日本脳神経外科コンgres（領域講習単位上限：12単位）
 2. 支部学術集会（領域講習単位上限：4単位）
 3. 分科会（領域講習単位上限：4単位）
「分科会」は日本脳神経外科学会との密接な連携のもとに、同分野において専門的な学術活動をおこなう学会であり、サブスペシャリティー領域における分科会の数は限定される。下記の3要件を満たす学会を「分科会」という。
 - (1) サブスペシャリティー領域①～⑧のいずれかに該当する
 - (2) 当該学会会員の概ね80%を超える会員が日本脳神経外科学会の会員である
 - (3) 日本脳神経外科学会から役員派遣を受け、当該学会の運営が日本脳神経外科学会と密接に連携されており、その学術的活動が分科会検討委員会の当該領域担当理事に報告され、学術的水準の担保がなされている
 4. 関連学会（領域講習単位上限：2単位、または、1単位）
下記の2要件を満たす学会を指す学会を「関連学会」という
 - (1) サブスペシャリティー領域①～⑧のいずれかに該当する「分科会」以外の全国的学会である
 - (2) 日本脳神経外科学会の関連学会として相応しい役員組織その他の運営や学術水準が担保されている
- なお、会員数500名以下で会期1日の学会は、主催校のプログラム編成の負担も考慮し、領域講習単位上限を1単位とする。

5. 生涯教育研修会（“旧3点学会”）

下記の8条件を満たす学会を指す学会を「生涯教育研修会」という

- (1) 学会事務局が専門医研修プログラム基幹施設に設置されている
なお、本要件を満たさない学会については、当該学会の事務局施設が所属する専門医研修プログラムの基幹施設長と支部長が相談し、これまでの開催内容や地域性を考慮し、単位認定学会としてふさわしいと考えられた場合に認定する
- (2) 脳神経外科専門医が属する世話人会又は運営委員会が存在する
- (3) 脳神経外科に関するテーマが記載された会則がある
- (4) 参会費ないし会費を徴収し、年度ごとの会計報告を行っている
- (5) 講演、発表の中に脳神経外科に関する教育的内容を含む
- (6) 単一の大学ないし基幹プログラムの関係者のみへの会告ではなく、地域におけるオープンな会告と参会を行っている
- (7) 学会員の講習参加についてカード管理ができる
- (8) 定期的（3年ごと）に当該学会の事務局施設が所属する日本脳神経外科学会支部長に活動状況報告を行う

なお、新規申請時には上記（1）～（6）の6要件を3年間以上満たしていることが必要とされる

また、1年間に取得可能な単位は合計3単位まで、同一領域では1単位のみとする
以上